

研修名 保護者支援・子育て支援

令和元年10月29日(火) 10:00~12:30

講演 「保護者の養育力の向上につながる支援」

講師 京都造形芸術大学 教授 浦田 雅夫 氏

1. 保護者と共に子どもを育む専門職の役割

1) コミュニケーションワークをやってみましょう。

- ・コミュニケーションには言葉と言葉以外と姿勢、態度、表情、仕草などがあります。そして、伝え手と受け手があり、伝え手が言ったつもりでも受け手がきちんと受け取っているかはわかりません。誤解したり、いいようにとったりすることもあります。保護者との話や関係機関との連携など、コミュニケーションが必要とされる機会はたくさんあります。しっかり伝えて確実に受け取っていかなければなりません。
- ・ニーズとは、求められている事を提供することです。子どもも保護者も言えないことがあります。また、「ほっといて」という人にどう入り込んでいくのか考えなければなりません。ニーズがあっても、できないこと、しなければならないこと、してはいけないことがあります。

2) どう支援していきましょうか？一緒に事例を考えてみましょう。

事例1) について。

- ・愛着の対象の移行であるので、無理にとろうとしなくていいです。
- ・受容（受けとめること）と共感が大切です。
- ・自分のこととしてとらえ直してみましょう。

【アドボカシー：弁護・代弁・通訳する。】子どもの気持ちを代弁してあげましょう。

事例2) について。

- ・母親はまわりをみて焦っています。何よりもまず、母親の心配に焦点を合わせて「頑張ってるね」と受け止めてあげましょう。
- ・最近子どもを「ほめすぎ」「甘やかさすぎ」という声もありますが…褒め方にもよります。そして何よりもほめるタイミングを逃さないことが大切です。

事例3) について

- ・個々の状況をしっかり把握して『なぜそうするのか』をきちんと説明できることが大切です。
- ・保護者の気持ちは受け止めますが、できないことはしっかり伝え、できることは努力していくようにします。
- ・児童福祉法にも『保護者と一緒に』とあるように、保護者はお客さんではありません。保護者と一緒に育てていく環境を作っていくようにしましょう。

- ・大切なのは『保護者の気持ちを受け止める』ということです。それを感情へのしかけにしていくのです。

事例4について

- ・保護者に「頑張っていたんですね」と声をかけます。
- ・「大丈夫です。」という言葉は頼り方がわからない。遠慮している。家のことを話すことに抵抗がある。などという気持ちが込められていることがあります。
- ・自己決定をサポート出来る環境を作っていくことが大事です。
- ・ひとり親でも自己肯定できるようにサポートが必要です。
- ・命や生活を守るためには本人が断っても、放っておくことはできず介入しなければなりません。
- ・児童福祉法第25条にあるように、要保護児童を発見した者は、福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければなりません。
- ・虐待には身体的、ネグレクト、性的、心理的があります。DVを子どもの目の前で見せることも心理的虐待になります。虐待には、死亡事例もあります。

3) 保護者の養育力の向上につながる支援

4) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦

- ・これらについては通告の義務があります。状況や関係を見極めることが大切です。

事例5について

- ・「なんでわたしだけが！」という気持ちが強くなります。
- ・ひとり親の貧困率は50.8%。日本のひとり親は他国と比べてよく働くが収入が低いです。
- ・『お金がない』ということで夢や希望をあきらめてしまう傾向にあります。それを支えてきたのは保育園です。これからもサポートしてほしいと思います。
- ・制度も大切ですが、子どもとの直接的な関りが何よりも大切です。

2. 感想

色々な事例をもとにした内容で、実際に私自身が経験したこともあるようなものもあり、とても分かりやすい話でした。

多様な考え方や環境におられる保護者がいる中、それぞれに応じた支援が必要であり、そのためにも保護者とのコミュニケーションや信頼関係の大切さを改めて感じました。そして何よりも「受け止めてあげること」が大切で、声をかけたり、代弁してあげたりしてサポートしていくことができます。子どもだけでなく保護者にも目を向けて支援することで、子どもたちも安心して過ごせる環境の中で健全に育っていけるようにしたいと思います。